

教員候補者選考試験に関するよくある質問

令和3年度実施試験に関するよくある質問について掲載します。不明な点は試験実施要項で確認するか、学校人事課まで問い合わせてください。

令和3年3月16日現在

1 受験資格に関すること

Q. 受験に必要な資格などはありますか。

- A. 次の要件をすべて満たしている方ならどなたでも受験することができます。
- 1 受験する翌年の4月1日現在の年齢が45歳以下であること。(特例対象者は46歳以下)
 - 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しないこと。
 - 3 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
 - 4 受験を希望する教科等の有効な教員普通免許状を取得している、又は翌年3月末までに取得する見込みがあること。特別支援学校教諭の場合、それに加えて特別支援学校の教員普通免許状を取得しているか、採用後5年以内に取得する意思があること。

Q. 令和3年度実施教員候補者選考試験について受験資格や試験免除の特例はありますか。

A. 下記の「特例対象者」に対しての特例があります。

- 特例対象者（次の特例に該当する者で、令和2年の提出期日までに特例希望届を提出した者） ---
- 令和2年度実施の本選考試験において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず受験できなかった者に対しての特例
- ①受験年齢制限上限の受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第1次試験を受験できなかった者に対しては、特例で令和3年度実施沖縄県教員候補者選考試験の受験を認める。
 - ②第1次試験を合格した受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第2次試験の受験ができなかった者に関しては、特例で令和3年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験の免除を認める。

Q. 年齢制限はありますか。

A. 受験する翌年4月1日時点の年齢が45歳以下の方が受験できます。(特例対象者は46歳以下)

Q. 大学を卒業していないと受験できないのですか。

A. 学歴による制限はありません。受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができます。

Q. 沖縄県に住んでいないと受験できないのですか。

A. 居住地や出身地による受験制限はありません。

Q. 日本国籍がないと受験できないのですか。

A. 日本国籍を有しない方でも受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができます。日本国籍を有しない方の場合、任用の期限を付さない常勤講師として採用されます。

Q. 特別支援学校小学部を受験するためには、小学校教諭免許のほかに特別支援学校教諭免許が必要ですか。

A. 特別支援学校小学部教諭等を受験するためには、小学校教諭免許があれば、特別支援学校教諭免許を有していなくても受験は可能です。ただし、特別支援学校教諭免許を有していない特別支援学校教諭免許を有していない場合、採用後5年以内に特別支援学校教諭免許を取得していただきます。特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）も同様です。

Q. 「中高共通」とされている教科は、中学校と高等学校の両方の免許が必要ですか。

A. 「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」の各教科等は、中学校、高等学校のいずれかの免許があれば受験することができます。なお、特別支援学校教諭免許を有していない場合は、採用後5年以内に特別支援学校教諭免許を取得していただきます。

Q. 高等学校商船の免許で、高等学校の水産を受験することはできますか。

A. 受験することはできます。

Q. 小学校の助教諭免許状で、小学校を受験することはできますか。

A. 受験することはできません。対象となる校種・教科等の普通免許状が必要です。

Q. 高等学校教員資格認定試験の合格により授与された普通免許状で、受験することはできますか。
例) 建築の免許で、高等学校の工業（建築）の受験

A. 受験することはできません。高等学校教員資格認定試験の合格により授与された普通免許状では、教科の領域の一部しか教授できないためです。

Q. 保健の免許で、保健体育を受験することはできますか。

A. 受験することはできません。保健体育の受験には、保健体育の免許が必要です。

2 試験日程・内容に関すること

Q. 試験の日程はどのようになっていますか。

- A. 今年度は、次のような日程で実施する予定です。なお、実際の日程は前後することがありますので、注意してください。また、台風等の災害時には、日程が延期・変更になることがあります。詳細は実施要項で確認してください。

要項公開	令和3年3月16日（火）～
願書公開	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の入力期間 令和3年4月2日（金）0時～4月26日（月）15時59分 ・手書き申請書の請求 令和3年4月1日（木）以降受付開始 4月7日（水）以降順次返送
願書提出	令和3年4月2日（金）～4月26日（月） ※当日消印有効、郵送のみ
第1次試験	令和3年7月11日（日）
第1次試験合格発表	令和3年8月6日（金）までに行います。
第2次試験	令和3年8月13日（金）～8月15日（日）のうち指定された日
最終合格発表	令和3年9月30日（木）までに行います。

※新型コロナウイルス感染症等の不測の事態により、止むを得ず、日程変更等がある場合は、ホームページにて随時お知らせします。

Q. 沖縄県外での試験会場はありますか。

- A. 第1次から第2次までいずれの試験も沖縄県那覇市近郊の県立高等学校や公共施設で実施しています。県外会場や県内離島等の試験会場はありません。

Q. どのような試験が課されるのですか。

- A. 選考試験では、次の試験科目による選考を実施します。なお、試験科目等は変更となる場合がありますので、必ず事前に実施要項を確認してください。

●第1次試験

筆記試験（一般教養、教職教養及び専門教科）	教員としての基礎的な教養及び実地の指導に当たっての専門的な知識を確認するため、マークシート方式の試験を実施します。
-----------------------	---

●第2次試験

個人面接	前半に、実践的な指導力についての試験として、事前に提示した課題に基づく模擬授業を行い、後半に、主として人物についての個別面接による試験を行います。
筆記試験	中学校・高等学校英語では与えられたテーマについての英作文試験を、特別支援学校では特別支援教育に関する内容についての筆記試験（マークシート方式）を実施します。
実技試験	それぞれの教科等について、教科に関する内容の実技試験を実施します。
「体育」模擬授業	実践的な指導力についての試験として、事前に提示した課題に基づき、「体育」模擬授業を実施します。

Q. 第2次試験の個人面接における「模擬授業等含む」とは、どのような内容ですか。

A. 「模擬授業等含む」には、模擬授業の部分と教科等に関する質疑応答の部分が含まれます。また、教科によっては、実技を含む内容を課す場合もあります。内容の詳細につきましては、第1次合格者に対して通知します。

Q. 保健体育における、「体育」模擬授業とは、実技試験と違う内容ですか。

A. はい。平成31年度まで実施していた実技試験と内容は異なり、「体育」に関する模擬授業となります。内容の詳細につきましては第1次合格者に対して通知します。
なお、「保健」に関する模擬授業は、個人面接（模擬授業等含む）で行います。

Q. 栄養教諭の選考試験はありませんか。

A. 栄養教諭を対象とした選考試験は実施していません。栄養教諭については、既に勤務している学校栄養職員の中から選考試験を実施しています。
学校栄養職員の選考試験は、教員候補者選考試験と同様の日程で実施しています。

Q. 幼稚園教諭の選考試験はありませんか。

A. 沖縄県教育委員会では公立幼稚園教諭を採用していません。公立幼稚園教諭の採用については、各市町村教育委員会に問い合わせてください。

Q. 過去の試験問題は、閲覧できますか。

A. 直近の試験問題（一般教養及び教職教養）、及び第1次試験のすべての正答・配点表を沖縄県教育委員会ホームページ上で公表しています。
第1次試験のその他の試験問題、第2次試験で課された筆記試験問題及び解答並びに第2次試験及び第3次試験の模擬授業の事前課題及び当日提示課題については、下記の場所で閲覧することができるほか、実費でコピーをとることができます。
○沖縄県行政情報センター（沖縄県庁2階 電話：098-866-2139）
○宮古行政情報コーナー（沖縄県宮古事務所1階 電話：0980-72-2551）
○八重山行政情報コーナー（沖縄県八重山事務所1階 電話：0980-82-3040）

Q. 過去の試験問題について、公文書開示請求をすることができますか。

A. 既に沖縄県行政情報センター、宮古事務所および八重山事務所の行政情報コーナーにて公開している文書ですので、公文書開示請求をすることができません。
沖縄県行政情報センター（行政情報コーナー含む）へ来られない方は、直接、沖縄県学校人事課 服務・選考試験班までお問い合わせください。（TEL:098-866-2730）

3 出願手続・試験制度に関すること

Q. 実施要項や受験願書は、いつ、どこで手に入りますか。

A. 次の方法で入手可能です。教育庁、教育事務所、沖縄県県外事務所での配布は行いません。

● インターネット上で入手する方法

- ・実施要項は、インターネット上の沖縄県教育委員会のページからダウンロードして入手します。
- ・受験願書は、電子申請を利用することによりインターネット上から入手できます。
なお、インターネット上で願書の記載事項を入力（電子申請）する場合、4月2日から入力・印刷が可能です。

※電子申請は、次のURLにアクセスしてください。<https://s-kantan.com/pref-okiawa-u/>

※インターネットに接続できない等の事情があるもの以外は、電子申請の方法で出願すること。

● 郵送で入手する方法

角型2号（縦33.2cm×横24cm、A4サイズ）の封筒の表に、返送先の住所、氏名（敬称として「様」を付けること）を記入し、250円切手を貼り付けたものを、次のあて先まで送ってください。

返送用の封筒は折りたたんで構いません。速達での返送を希望する場合、返送用の封筒に速達料金分の切手を追加で貼り付け、上端に「速達」と朱書きしてください。

あて先：〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県教育庁学校人事課

あて先のほかに、実施要項請求の場合、「教員候補者試験実施要項請求」

受験願書請求の場合、「教員試験願書請求」と朱書きしてください。

- ・実施要項請求については3月の公表以降に返送を開始します。
- ・受験願書請求については令和3年4月1日（木）から受け付け、返送については4月7日より開始します。4月7日以降は、こちらに到達してから1～2日（土日除く）で返送します。
なお、受験願書請求の場合は、実施要項も同封します。

Q. 電子申請以外の方法で、受験願書をインターネットを利用してダウンロードすることはできますか。

A. 電子申請以外の方法ではできません。電子申請が利用できない環境の方は、「● 郵送で入手する方法」で願書請求してください。なお、特例対象者は、郵送で願書請求してください。

Q. 特例対象者も電子申請できますか。

A. できません。特例対象者は、「● 郵送で入手する方法」で願書請求してください。なお、特例対象者で第1次試験の一部免除、加点を希望する場合もこの方法となります。

あて先のほかに「特例対象者教員試験願書請求」と朱書きしてください。

Q. 受験願書の提出方法は、郵送のみでしょうか。

A. はい。郵送のみとなります。

本年度の受付期間は次のとおりです。

○ 令和3年4月2日（金）～4月26日（月）

※特定記録又は簡易書留で送付。最終日に郵送する場合、速達扱い。当日消印有効。

Q. 願書の欄の数より多くの教員免許状や公的資格を持っている場合、どのように記入したらよいですか。

A. 出願する校種・教科や加点等に関連するものを、重要なものから順に入るだけの分を記入するようにしてください。

Q. 出願後、受験票や合格通知の送付先が変更になった場合はどうしたらいいですか。

A. 引っ越しによる場合は、郵便局にて転送サービスを利用し、新住所に転送されるようにして下さい。連絡は不要です。それ以外の理由でどうしても別の住所への送付が必要になる場合には、電話で沖縄県教育庁学校人事課に連絡した上で、郵便で届け出てください。詳細は電話で確認してください。

Q. 電子申請で作成した書類に間違いがあったのですが、どうしたらいいですか。

A. 修正にあたっては、手書きで行わず電子申請を一からやり直して下さい。電子申請をやり直す
と新たな整理番号(12ケタ数字)が表示されますので、その番号を志願者登録票【電算入力用紙】
の該当欄に記入してください。

4 一部免除、加点など制度全般に関することについて

Q. 特別選考や試験の一部免除、加点などの制度はありますか。

A. 次の制度があります。

●特別選考

- ・身体に障がいのある者を対象とした特別選考
- ・スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考
- ・特定の資格を有する者を対象とした特別選考（高等学校「家庭（調理）」）

●第1次試験の一部免除

- ・本県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除

●第1次試験への加点（特定の資格・経験を有する者）

- ・特別支援学校免許等
- ・国際貢献活動
- ・海技免状（高等学校「水産」）
- ・英語に関する資格（小学校、特別支援学校小学部、中学校「英語」、高等学校「英語」）
- ・司書教諭に関する資格

Q. 特別選考の制度はどのようなものですか。

A. 令和3年度実施選考試験では、一般選考のほか、次のような特別選考を行います。なお、いずれの選考についても、詳細については必ず事前に要項を確認してください。

●身体に障がいのある者を対象とした特別選考

身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている方を対象に、特別選考を行います。

●スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考

中学校保健体育、高校保健体育、中学音楽、高校音楽又は中学美術、高校美術の受験者のうち、スポーツの分野で国際的な大会で優秀な成績を収めた方、芸術分野で国際的なコンクール・展覧会で活躍した方を対象に、特別選考として、第1次試験を免除します。

●特定の資格を有する者を対象とした特別選考（高等学校「家庭（調理）」）

高等学校家庭（調理）の受験者で高等学校「家庭」の普通免許状及び調理師免許を所持している方を対象に、特別選考を行います。特別選考の受験者は、第1次試験に合格すると第2次試験では、実技試験を免除し個人面接（模擬授業等含む）のみ受験します。

Q. 第1次試験の一部免除制度とはどのようなものですか。

A. 令和3年度実施選考試験では、「本県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除」として、本県の国公立学校で一定の臨時的任用教諭等経験がある方を対象に第1次試験のうち一般教養と教職教養試験を免除します。詳細については要項を確認してください。

Q. 第1次試験の加点制度とはどのようなものですか。

A. 令和3年度実施選考試験では、次の方を対象に第1次試験の得点に加点を行います。詳細については要項を確認してください。

●特別支援学校免許等

- ・本年3月末日までに授与された特別支援学校教諭普通免許状（盲・聾・養護学校普通免許状含む）を所持している。

●国際貢献活動

- ・青年海外協力隊等のボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験がある。

●海技士（機関）

- ・高等学校「水産」を受験する者で、三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格又はこれらより上級の資格を有しており、資格を取得してから1年以上の乗船経験を有している。海技士（内燃機関）を含む。

●英語に関する資格

- ・小学校、特別支援学校小学部、中学校「英語」、高等学校「英語」のいずれかを受験する者で、対象となる資格を有している。
ただし、中学校「英語」または高等学校「英語」については、出願の2年前の4月1日以降に受験し、取得したものに限る。

●司書教諭に関する資格

- ・司書教諭に関する資格を有している。

Q. 社会人経験による特別選考の制度はありますか。

A. 実施していません。

Q. 他府県等での本務教員経験による特別選考の制度はありますか。

A. 実施していません。

5 第1次試験の一部試験免除に関すること

Q. 免除される試験はどのようなものですか。

- A. 第1次試験では、一般教養、教職教養及び専門教科の筆記試験を実施しますが、一部試験免除制度ではこのうち一般教養と教職教養の試験を免除します。
免除された一般教養と教職教養の得点は、専門試験の得点率と同様として計算されます。

Q. 免除されるための条件はどのようなものですか。

- A. 次の二つの両方に当てはまる必要があります。
- 1 本県国公立学校における臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。以下同じ）（以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成26年4月から令和3年3月までの間に通算して60月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。
 - 2 令和3年4月から出願までの間に、本県の国公立学校での臨任等としての勤務経験がある、又は令和3年4月から本県の公立学校での臨任等としての勤務を希望し、令和3年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所にその旨の登録を行っていること。
ただし、令和3年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としません。

Q. 免除の対象になる国公立学校とはどのようなものですか。

- A. 対象になるのは、次の両方を満たすような学校です。
- 1 沖縄県立、市町村立又は国立大学法人附属であること。
 - 2 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校であること。
私立の学校や、国公立であっても幼稚園、大学、高等専門学校、職業能力開発校、大学校等は含まれません。

Q. 免除の対象となる「臨任等」とは、どのような経験ですか。

- A. 対象となる国公立学校で、次のような職に就いている場合に該当します。
- 1 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭又は講師として勤務している。
 - 2 非常勤講師として勤務している。この場合、勤務月数は実際の8割として計算します。
沖縄県教育委員会以外（国立大学法人や市町村教育委員会）が任用・雇用している場合、これ以外の名前であっても、同等の職と認められる場合は該当します。
学校事務職員、実習助手、指導員（英語、寄宿舎等）、支援員（学習、生徒指導等）、特別支援ヘルパー、サポーター、補助員、プール監視員等は該当しません。
※ 非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。）

Q. 会計年度任用職員で一部免除制度の対象となる職はありますか。

- A. 会計年度任用職員のうち、非常勤講師が一部免除制度の対象となる職になります。

Q. 受験する校種・教科等と異なる校種・教科での臨任等の経験は、対象になりますか。

A. 臨任等の経験に当てはまるものであれば、校種・教科が受験するものと異なっても対象になります。

Q. 他の都道府県での臨時的任用や正規任用の教員経験は対象になりませんか。

A. 対象になりません。

Q. 私立学校での経験は対象になりませんか。

A. 対象になりません。

Q. 非常勤講師かそうでないかはどのように判断しますか。

A. 沖縄県教育委員会が任用する場合、職名が「非常勤講師」である、又は時給で給与が支払われている場合は「非常勤講師」に該当します。
沖縄県教育委員会以外が任用・雇用している場合、いわゆる正規の教員と比べて勤務時間が少ない場合は「非常勤職員」に該当します。
※非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。）

Q. 支援員等が臨任等経験に該当しないのはなぜですか。

A. 沖縄県が求める教員の資質のうち重要なものとして、実践的指導力が挙げられることから、実際に授業を受け持つ教諭等、非常勤講師を対象とすることにしています。
※非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。）

Q. 対象となる勤務経験を直近の7年間に限定したのはなぜですか。

A. 教育現場の状況は常に変化しており、あまりに過去の経験を対象にすることは現実的ではないと考えられることから、直近の7年間に限定しています。

Q. 4月から3月まで任用されていても、8月に勤務していない場合は8月は経験としてカウントしないのですか。

A. 任用通知書等の期間に8月が含まれていれば、8月もカウントします。

Q. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校休校等で、非常勤講師としての任用期間に、出勤できなかった場合、その期間は、一部試験免除対象の勤務月数に入りますか。

A. 勤務月数に入ります。勤務月数については、辞令等に記載されている任用期間でカウントします。(非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算)

Q. 条件に該当すれば、全員が一部試験免除を受けられるのですか。

A. 条件に該当し、必要な書類を提出した方は全員、一部試験免除の対象となります。

Q. 一部試験免除を希望する場合に必要な書類はなんですか。

A. 一部試験免除を希望する場合、一般選考の出願書類に加えて、次の書類を提出する必要があります。

ア 一部試験免除・加点申請票(様式4)

イ 臨任等経験確認表(様式5-1)

ウ 沖縄県教育委員会以外(本県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校)の臨任等として60月以上の勤務経験があることを示す辞令、任用通知書、雇用契約書等の写し、
※沖縄県教育委員会が任用する臨任等の勤務した期間の辞令等の写しについては、提出しないで下さい。

エ (該当者のみ) 婚姻等により臨任等として勤務していた当時の氏名と現在の氏名が異なる場合、氏名の変更が分かる戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)を添付すること。

Q. 本県の市町村教育委員会または国立大学法人附属学校における臨任等に係る任用通知書や雇用契約書等の写しを紛失してしまった場合、どうすればいいですか。

A. 任用通知書や雇用契約書等の写しを紛失等の理由により持っていない場合は、在職証明書(様式5-2)の発行を依頼してください。依頼先は、臨任等として勤務していた本県の市町村教育委員会または国立大学法人附属学校となります。

Q. 任用通知書や雇用契約書等の写しは、両面コピーで提出してもいいですか。

A. 書類の処理の都合上、片面コピーで提出してください。

Q. 対象期間外となる平成26年3月以前の任用通知書の写し等は、提出する必要がありますか。

A. 平成26年3月以前のものは、提出しないでください。

Q. 第1次試験の一部試験免除制度は次年度以降も継続しますか。

A. 今後、検討していく予定です。

6 第1次試験の加点に関すること

Q. 特別支援学校免許等による加点で、対象となる免許はどのようなものですか。

A. 本年3月末日までに授与された特別支援学校教諭普通免許状、盲学校教諭普通免許状、ろう学校教諭普通免許状、養護学校教諭普通免許状が対象になります。専修・一種・二種の別は問いません。

なお、出願時点で取得見込みの方、授与申請中の方などは、対象になりません。

Q. 特別支援学校教諭免許を複数の領域で所持している場合、加点はどうなりますか。

A. 領域の数にかかわらず、一律15点を加点します。盲・聾・養護学校教諭免許のうち複数所持している場合も同様です。

Q. 国際貢献活動による加点で、対象となるボランティアとはどのようなものですか。

A. 独立行政法人国際協力機構が実施するボランティアで、海外に派遣されて行うものをいいます。具体的には、次の活動を想定しています。

- 青年海外協力隊
- 日系社会青年ボランティア
- シニア海外ボランティア
- 日系社会シニア・ボランティア

Q. 英語に関する資格による加点について、対象となる資格を複数有している場合、加点はどうなりますか。

A. 一つの資格のみに対する加点となります。

(例) 小学校または特別支援学校小学部の受験者で、英語に係る免許状を所持しており、かつ、英検準1級の資格を有している場合。

→ 15点の加点となる。

※英語に係る免許状(15点)+英検準1級(15点)=30点にはならない。

7 試験当日に関すること

Q. 試験当日はどのような服装で行けばよいですか。

- A. 試験にふさわしいものであれば、特に指定する服装はありません。試験は多くの会場で行われ、試験室によって空調の効き方に差があります。当日は、暑い場合、寒い場合に備えて、調節がしやすい服装で受験してください。試験中に上着を着脱するなどしても構いませんが、試験中にかばんから服を取り出すことはできませんので、上着やストールはあらかじめ着ておくか、いすの背に掛けるなどして準備してください。
- また、第2次試験で「体育」模擬授業の受験者は、「体育」模擬授業にふさわしい服装をしてきてください。

Q. 特別支援学校中学部・高等部教諭等「保健体育」で受験する場合、特別支援専門筆記試験も「体育」模擬授業にふさわしい服装で受験するでしょうか。

- A. はい。着替えをする場所が限られていますので、特別支援学校中学部・高等部教諭等「保健体育」の受験者は、特別支援専門筆記試験も、「体育」模擬授業にふさわしい服装で受験してください。

Q. 第1次試験の際、昼食時間はありますか。

- A. 第1次試験は正午に終了しますので、昼食時間はありません。専門試験と教養試験の間の休憩時間（30分）に水分や軽食を取ることは可能ですので、必要なら持参してください。また、出たゴミは必ず持ち帰ってください。

Q. 第1次試験当日に持参する物は何ですか。

- A. 第1次試験当日に必要な物は次のとおりです。
- (ア) すべての受験者 受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム
 - (イ) 「商業」の受験者 (ア)に加え、そろばん又は電卓
 - (ウ) 「工業」又は「水産」の受験者 (ア)に加え、電卓（関数機能付きのもの）
- 上記のほかに、試験時間中に机の上に置けるものは、シャープペンシル、鉛筆削り（手動、小型のもの。ナイフ不可）、時計（辞書や電卓等の機能があるものや音が出るもの、スマートウォッチ(腕時計型情報端末)は不可。小型のものに限ります。)、眼鏡、目薬、タオル、ハンカチ、ティッシュペーパー、マスクに限ります。
- なお、ウェアラブル端末は、種類に係わらず一切不可となります。

8 合格発表・得点等開示に関すること

Q. 合格発表はどのように行われますか。

- A. 合格発表は、要項に記された期日までに、次の3つの方法で同時期に行います。
- 沖縄県庁行政掲示板（沖縄県庁舎外）への合格番号の掲示
 - インターネットの試験に関するページへの合格発表の公開
 - 合格者に対する合格通知の郵送

Q. 自分の得点・順位を知ることはできますか。

- A. 願書提出時に得点・順位通知を希望し、返信用封筒を同封した方には、各科目の得点、総合点及び総合順位を記入した通知を、合格発表後に送付します。
第2次試験も、試験当日に返信用封筒を持参した方には同様に通知します。

Q. 合格通知を現在住んでいる場所とは別の場所で受け取ることはできますか。

- A. できます。
受験願書の「⑦合格通知等送付先」に記載されている住所へ合格通知を送付します。

9 試験合格後～採用に関すること

Q. 試験合格から採用まではどうなっていますか。

- A. 最終合格者は、「教員採用候補者名簿」に登載されますが、名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。名簿に登載された中から、学校の欠員状況等を考慮し、試験実施翌年の4月1日から順次採用を決定します。名簿は登載の日から翌年3月31日まで有効です。
- また、次のいずれかに該当する場合は、名簿から削除、又は、採用を取り消されることがあります。
- 教員免許状取得見込の者及び教員免許更新対象者で、採用の日までに受験校種・教科相当の教員免許（普通免許状）を取得及び更新できない者
 - 教員（候補者）として著しく不的確な行動や心身の異常が見られ、職務遂行が困難と判断された者
 - 相当と認められる理由なく採用の内示を拒否した者

Q. 採用・配属の連絡はいつありますか。

- A. 令和4年4月1日採用予定の方には、令和4年2～3月に電話で配属先の連絡をします。具体的な日付は合格通知と同時にお知らせします。
- ※配属先の連絡がある日は、確実に電話を取れるように待機していただくことになります。

Q. 現在、大学院修士課程の1年次に在籍しています。合格した場合、どのような取扱いをになりますか。

- A. 最終合格者のうち、次の者は、大学院又は教職大学院（以下「大学院等」という。）の修了まで名簿登載を延期することができます。

(1) 対象となる者

次のいずれかの大学院等への進学を予定する者及びそれらの1年次に在学中の者。ただし、修了までの年限が2年以内のものに限り、通信制のものを除く。

ア 教職大学院

イ 合格した校種・教科等の専修免許状を取得できる大学院

ウ 海外に所在し、修了時に修士号を取得できる大学院

(2) 延期するための手続

名簿登載の延期を希望する者は、合格後所定の期間内に申し出ること。申出に係る手続の案内については、合格通知に同封する。

Q. 採用時の給与はどのように決まりますか。

- A. 給与は、沖縄県の条例、規則等に基づき決定されます。これまでに就職した経験が無い方については、最終学歴によって初任給が決まります。これまでに就職経験がある方については、働いていた期間や仕事の内容に応じて、基本の初任給の額以上になります。

現在、他の地方公共団体等で教職員や公務員として勤務している方の給与の号給は、現在の号給よりも低くなる場合があります。

Q. 職員住宅はありますか。

A. 本島北部や離島などでは、県立学校については県の教職員住宅、市町村立学校については市町村の教職員住宅に入居できる場合がありますが、希望者数の状況などにより、必ずしも入居できるわけではありません。配属決定後、赴任先の学校に確認するようにしてください。